

意見聴取要請の概要

食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、成分規格を設定すること。

（平成 16 年 8 月 16 日付け）

・ヒドロキシプロピルセルロース

（天然に広く存在するセルロース（パルプ）を原料とし、これを水酸化ナトリウムで処理した後、プロピレンオキシド等のエーテル化剤と反応して得られる非イオン性の水溶性セルロースエーテル。欧米では、食品添加物として乳化剤、フィルム形成剤、安定剤等として使用されている。我が国においては、日本薬局方に収載されており、錠剤・顆粒剤の滑沢剤、コーティング剤、崩壊剤、結合剤、シロップの懸濁・安定化剤等として使用されている。）

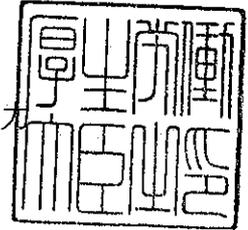


厚生労働省発食安第 0816001 号
平成 16 年 8 月 16 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 九



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、成分規格を設定すること

ヒドロキシプロピルセルロース

